

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

市民課 住民担当

議案名

議案第20号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

電気通信事業法(以下「事業法」という。)の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行うものです。

概要

事業法の改正により生じる引用規定の号ずれを修正します。

※本改正は、事業法改正に伴う号ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。

(施行期日：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日)

背景・経過

現在、個人番号カードの機能をスマートフォン(以下「移動端末設備」という。)に搭載することが可能となったことにより、コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付申請は、個人番号カードに加え、移動端末設備を利用して行うことができます。

この度、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)において、事業法が一部改正され、移動端末設備を引用する規定に号ずれが生じるため、文言整理を行います。